

令和6年度

25 メートル屈折はしご付消防自動車
分解整備（オーバーホール）
仕様書

長野市消防局

25 メートル屈折はしご付消防自動車分解整備（オーバーホール）仕様書

この仕様書は、長野市が令和6年度に発注する屈折はしご付消防自動車の分解整備（オーバーホール）について定める。

1 総則

- (1) 分解整備は、屈折はしご付消防自動車の搭本体、バスケット装置、水路管、油圧駆動機器、油圧パイプライン等、搭装置全般について行うものとする。
- (2) 受託者は、分解整備の詳細について長野市消防局（以下「消防局」という）と打合わせを行うこと。
- (3) 分解整備にあたり本仕様書に変更の必要を認めるときは、ただちに消防局に連絡し、その指示を受けた後、すみやかに確認の図書を取り交わすこと。
- (4) 受託者は、契約後2週間以内に工程表を消防局に提出し確認を受けること。
- (5) 受託者は、分解整備を完了し、車両納車時に各工程写真及び検査成績表を提出すること。

2 分解整備車両

- (1) 車 両 名 25メートル屈折はしご付消防自動車
- (2) 登 録 月 日 平成23年3月14日
- (3) 型 式 日野FH1ALA
- (4) 登 録 番 号 長野800は809
- (5) はしご型式 日本機械工業株式会社製スカイアームΣ25
NT-25Σ-1
- (6) 製 造 番 号 21080

3 分解整備の内容

分解整備は、車両の主エンジン、シャシを除き、搭装置について、別添「屈折はしご付消防自動車分解整備（オーバーホール）明細表」のとおり、各部位の分解を行い変形、変質、摩耗などの点検を行い、これを修正整備、あるいは部品の交換により正常な装置に復元させるものとする。

4 提出書類

- (1) 工程表 1部
- (2) 各工程写真（デジタルカメラ可） 1部
- (3) 梯子操作検査成績表 1部

5 検査及び試験

- (1) 検査及び試験は、立会検査を実施する。
- (2) 検査の依頼は、実施予定日の 14 日前までに検査日時、場所等を記載した「検査依頼書」を消防局に提出すること。
- (3) 受託者は次のオーバーホール時の社内検査を実施すること。
 - ア 入庫検査
 - イ 搭装置静荷重試験
 - ウ ジャッキ操作試験
 - エ ブーム起伏、伸縮、リンク上下、旋回操作試験
 - オ 安全装置作動試験
 - カ 梯子本体外観検査

6 納車期限

令和 7 年 3 月 31 日までとする。

7 保証期間

保証期間は、完了後 1 年間とする。ただし、保証期間経過後においても整備に起因する故障については、無償で修理又は良品と交換するものとする。

8 車輛搬出入

受託者によって行うものとする。

9 業務の再委託の禁止

- (1) 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、25メートル屈折はしご付消防自動車分解整備（オーバーホール）の業務とする。
- (3) 仕様書に主たる部分の指定がない場合は、おおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (4) 受託者は、前 3 項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

10 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例

の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

- (3) 長野市公契約等労働環境報告書 1 部及び業務体制図（「長野市公契約等基本条例の手引」に例示するもの） 2 部を契約後速やかに所管課へ提出すること。この場合、業務の一部を下請負者等に履行させるときは、下請負者等の労働環境報告書を取りまとめて提出すること。

11 その他

- (1) 受託者は、車両の保管責任を負い、故障、破損、焼損及び盗難等が生じた場合は、すべて保証するものとする。
- (2) 本仕様書に記載のない事項又は疑義を生じたときは、速やかに消防局と協議するものとする。